



長野県報

7月9日(木)
令和2年
(2020年)
第121号

目 次

規 則

家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則（園芸畜産課家畜防疫対策室） 1

告 示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定（産業立地・経営支援課） 2

保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課） 2

公共測量の実施（5件）（建設政策課） 2

平成16年長野県告示第304号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限）の一部改

正（建築住宅課） 3

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課） 3

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス

産業振興室） 4

国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課） 5

土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課） 5

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） 5

特定調達契約に係る一般競争入札（人材育成課） 6

規 則

家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年7月9日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第47号

家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和31年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「ひろげる」を「拡散する」に改め、同項第4号中「行ない」を「行い」に改め、同条第2項中「ひろげる」を「拡散する」に、「はちみつ、みつろう」を「蜂蜜、蜜ろう」に、「巣わく」を「巣枠」に、「給餌器、みつ器及びみつ刀」を「給餌器、蜜器及び蜜刀」に改める。

第3条第1項中「みつばち」を「蜜蜂」に、「ひろげる」を「拡散する」に改め、同条第2項中「みつばち」を「蜜蜂」に、「ほう群」を「蜂群」に、「ひろげる」を「拡散する」に、「行なう」を

「行う」に、「ちよう付」を「貼付」に改める。

第4条中「ひろげる」を「拡散する」に改める。

第5条第1項中「みつばち」を「蜜蜂」に、「ひろげる」を「拡散する」に改め、同条第2項中「ほう群」を「蜂群」に、「ひろげる」を「拡散する」に、「ちよう付」を「貼付」に、「さしつかえ」を「差し支え」に改める。

第11条中「行なつて」を「行って」に改める。

第15条中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改める。

第16条中「家きんサルモネラ感染症検査」を「家きんサルモネラ症検査」に、「家きんサルモネラ感染症の」を「家きんサルモネラ症の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

園芸畜産課家畜防疫対策室